

保護者の皆様へ

長野県阿南高等学校長

問題行動に対する反省指導及び懲戒処分について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

本校では、「永えに地域のシンボルたれ」をモットーに、平和的な社会の創造者としての自主・自立の精神に満ちた資質を培うことを目標に、地域から信頼される学校作りを目標にしています。そのために、暴力やいじめを許さず、誰もが安全で安心して学校生活を送れることを大前提に、明るく屈託のない生徒たちが誇れる母校を目指して、学校・家庭・地域等の協力・連携によって問題行動の未然防止に努めております。

年度当初に際し、具体的にどのような事例や場合において、反省指導及び懲戒処分について以下のガイドラインをお知らせするとともに、生徒や保護者の皆さまにご理解とご協力をお願いいたします。

I 反省指導

本校では、問題行動を起こした生徒に対して、在学の誓約等を守り、学校が掲げる目標にかなう高校生活を送ることが出来るように反省指導を行います。指導に当たっては、人権を尊重するとともに、様々な悩み・ストレス等を抱える生徒の心情を理解した上で、問題行動の内容を精査し、家庭や関係機関の協力を得ながら、有効な指導方法を探りつつ、将来において本人に最良の効果をもたらすよう努めていきたいと思っております。

(1) 現行の主な指導形態例について

説 論	担任説論・学年係説論・学年主任説論・係主任説論・教頭又は校長説論(保護者同席による)
登校反省指導 (通常授業参加)	通常通りに授業に参加しながらも、毎時間の授業の取り組み記録、反省日誌、作業等奉仕活動、朝夕の担任との面談など
登校反省指導 (別室)	外部との連絡・接触の禁止、携帯電話の預かり等を原則として登下校の送迎、複数教員との面談、学習課題の巻成、反省日誌・反省文の作成など
家庭反省指導 (短期間)	外部との連絡・接触の禁止、携帯電話の預かり等を原則として外出の禁止、家事手伝いの励行、家庭訪問教員との面談、学習課題の完成、反省日誌・反省文の作成、保護者のコメント記入、家人の監督など

※ 保護者の都合等も考慮し、最も効果的な方法を組み合わせて行う。

(2) 指導の対象となる行為・問題行動等について(注意を呼びかけることも含む)

① 刑法に抵触する行為

窃盗、万引き、飲酒、喫煙(加熱式タバコ、電子タバコも含む)、喫煙同席、喫煙具所持
傷害、暴行、器物損壊、詐欺、脅迫(恐喝)、強制わいせつ、薬物、麻薬取締法違反、不正乗車

② 校則違反など

遅刻、無断欠席・学校施設の破壊や器物損壊(落書きも含む)、危険行為、制服の不適切な着用
試験等の不正行為・暴言、授業妨害等

アルバイト規定違反、四輪・バイク免許無許可取得、バイク通学規定違反

授業中の不適切な態度や行動・他の生徒や教職員への迷惑行為、いじめ、いやがらせ行為

③ 不良虞犯

無断外泊、深夜徘徊、不健全な男女交際、軽犯罪(例:軽度の窃盗、暴行)
賭博行為、反社会的な集団への参加(暴走族・暴力団とのかかわり)、入れ墨(タトゥー)

④ 道路交通法違反

無免許運転、信号無視、飲酒運転、違法駐車、自転車やバイクの不法改造

⑤ ネット関係の問題行動

サイバーいじめ、不適切な内容の投稿(例:暴力的、差別的な発言)、ネット上での個人情報の公開
著作権侵害(例:違法ダウンロード、無断転載)、不正アクセス(例:他人のアカウントへの不正侵入)
ネット詐欺やフィッシング行為、出会い系サイトの利用、SNSを利用した違法行為

⑥ (人前での)自傷行為

(3) 確認期間について

反省指導に入る前に、生徒本人・保護者・関係者から事情を十分に聴取し、事実関係を正確に把握した上で、指導方針を決定します。指導方針が決定されるまでの確認期間が長期化しないように努めます。

(4) 欠課・欠席の取り扱い

問題行動を起こした生徒、事情を確認した生徒などの生活指導に関わる欠課・欠席についてはすべて出席扱いとなります。

II 学校生活継続の意志や姿勢を問う指導

反省指導を受けても、問題行動を繰り返し改善が見られない場合や、指導を真摯に受ける姿勢が見られない場合、学校の指導の限界に近いと判断した場合等、学校生活を継続する意志の有無や姿勢等を改めて本人・保護者に問い直し確認します。

III 懲戒処分

学校の指導の枠を超えた問題や行動、反社会的な逸脱行為(校内外で他人の心身の安全を脅かす行為、教育活動の正常な実施を妨げる行為など)を行った場合、学校教育法施行規則第26条により、学校長による懲戒処分(「訓告」、「停学」、「退学」)が適用されることがあります。このような行為に対しては、厳正な対処を行い、必要に応じて警察などの関係機関と連携して対応します。懲戒処分については、事実確認と生徒・保護者の意見聴取を充分に行い、回数や頻度・継続性等考慮し、反省を促す過程を経て、学校長が教育的な判断をもって行うものとします。

IV その他

本校独自の主な規定には次のようなものがあります。内容の詳細については別途お知らせいたします。

- 1 頭髪や服装等に関する規定
- 2 アルバイトに関する規定
- 3 バイク免許取得・バイク通学に関する規定
- 4 自動車免許取得に関する規定など

※ 学校のことで疑問や心配なことがありましたら、担任や学年主任などにお早めにご相談ください。
また、内容によっては保健室(養護教諭)や特別支援コーディネーターにもご相談ください。